

各  
〔都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市〕  
児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

### 児童の安全確認の徹底について

児童虐待防止対策の推進につきましては、平素より御尽力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、今般、大阪市において母親が二人の幼児を自宅に放置したまま家に戻らず、幼児が死亡に至る事件が発生したところである。この事件は、児童相談所に通告があり、その後、家庭訪問を重ねたにも関わらず当該児童の安全確認が行えないまま事件が発生したことを重く受け止め、下記により、児童虐待への対応に徹底を期されるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

### 記

#### 1 児童相談所における安全確認の再徹底

児童相談所は、児童虐待に関する通告があった場合には、児童の安全の確認を行うための措置等を速やかに行うこととされているが、現に、通告がありながら子どもの安全確認措置を講じたにも関わらず安全確認ができていない事例がないか早急に確認を行うこと。

#### 2 児童相談所における対応事例の再確認

児童相談所が通告を受けた事例において当初の安全確認は行えたものの、その後、児童相談所の関与を拒否し、子どもの姿が確認できない状態に陥っている事例がないか早急に確認を行うこと。

#### 3 立入調査、臨検搜索等の徹底

上記1及び2のような事例がある児童相談所においては、対応方針を早急に見直し、子どもの安全と最善の利益を最優先にして、立入調査、出頭要求、臨検・搜索等の一連の流れを念頭に置いた対応を図るとともに、子どもの一時保護についても適時・適切に実施すること。